

投信積立取引取扱規定

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との証券投資信託（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入取引（名称「投信積立取引」、以下「本取引」といいます。）に関する取決めです。申込者は、本取引内容を十分理解し、申込者の判断と責任において本取引を利用するものとします。
- 本規定に別段の定めのないときには、証券取引約款に従うものとします。

(買付銘柄の選定)

- 第2条** 本取引によって買付けることができる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2 申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）。

(払込方法の指定)

- 第3条** 申込者は、三菱UFJファクター株式会社を通じた指定預金口座からの口座振替または郵便貯金口座からの自動払込み（以下「預貯金口座からの自動引落し」といいます。）、またはMRFからの引落し（以下「MRF引落し」といいます。）のうち、いずれか一つの方法を本取引にかかるとして指定することとします。
- 2 前項の預貯金口座からの自動引落し、およびMRF引落しは毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に行うものとします。

(申込方法)

- 第4条** 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ当社の本・支店または営業所へ提出し、当社が承諾した場合に本取引を利用することができます。
- 2 申込者は、オンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」（以下「インターネットトレード」といいます。）からMRF引落しを指定した場合は、インターネットトレードを通じた本取引の申込みを当社が受け付け、承諾した場合にこれを利用することができます。
- 3 申込者が本取引の申込みを行った場合は、証券取引約款に基づく申込みも同時に行われたものとします。ただし、既に申込みがされているときはこの限りではありません。

(金銭の払込み)

- 第5条** 申込者は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」といいます。）を指定銘柄の累積投資口座に払込むものとします。
- 2 払込金の額は、1銘柄あたり1万円以上1千円の整数倍の金額とします。（ただし、1銘柄あたり10億円未満の金額とします。）
- 3 前2項の払込みにより生じた預り金については、取引口座にかかる他の定めに関わらずMRFの買付けは行わないものとします。

(買付けの方法)

- 第6条** 当社は、申込者の指定銘柄の払込金で、証券取引約款の定めにしたがって買付けを行います。
- 2 払込金を買付けに必要な金額（以下「買付金額」といいます。）に満たない場合、買付けは行いません。MRF引落しを指定されているお客さままで、MRFの残高（預り金を含みます。また、本取引に基づく買付け以外の有価証券等の買付代金等に充当するため同日に換金が予定されている部分がある場合、当該部分を除いた残高とします。）が買付金額に満たない場合も同様とします。

(買付けの時期および価額)

- 第7条** 前条の買付けは、預貯金口座、またはMRFからの自動引落日の6営業日後に買付けの申込みがあったものとして取扱います。
- 2 前項の指定銘柄の買付価額は、証券取引約款に定める買付日の価額とします。

- 3 第1項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付けの申込みの受け付けを中止または取消した場合には、翌営業日以降最初に買付けが可能となった日に買付けを行います。

(返還および果実の再投資)

第8条 返還および果実の再投資は、証券取引約款に基づき行うものとします。

(取引および残高の通知)

第9条 当社は、本取引に基づく申込者への取引明細および残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。

- (1) 買付けおよび再投資の取引明細および残高
当社は、本取引における買付けおよび再投資の明細については、3ヶ月に1回以上、期間中の指定銘柄毎の買付明細および期間末日の残高等を記載した取引残高報告書により通知します。
- (2) 売却の取引明細および残高
当社は、本取引における売却の明細および取引後の残高については、約定後遅滞なく通知します。
- (3) 当社は、前各号の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該申込者からの前各号に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本各号において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第1号および第2号に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号子に掲げる事項（手数料に限ります。）を除きます。）については、第1号および第2号の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。
イ 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
ロ 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
- (5) 取引残高報告書をお届けした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高報告書の記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。
- (6) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかにお取扱店の内部管理責任者または本社内部管理部署に直接ご連絡ください。

(申込内容の変更)

第10条 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、本取引の申込内容の変更を行うことができます。ただし、インターネットトレードを通じた金額変更等一部の変更については取扱えない場合があります。

- 2 前項の変更は、金融機関または株式会社ゆうちょ銀行との手続期間等を考慮し、相当の日数を経過した時期から行うものとします。

(選定銘柄の除外)

第11条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
- (3) その他当社が必要と認める場合

(引落としおよび買付けの休止)

第12条 申込者の預貯金口座からの自動引落とし、またはMRF引落としが残高不足等のため3回連続して行われなない場合は、当社は本取引にかかる指定銘柄の引落としおよび買付けを休止します。

2 前項の引落としおよび買付けの休止が発生した場合には、申込者は次のいずれかを遅滞なく所定の手続きにより当社に申し出るものとします。

(1) 買付けの再開

(2) 本取引の解約

なお、申込者からかかる申し出がない場合は、当社は申込者から本取引の解約の申し出があったものとして取扱うことができるものとします。

(解約)

第13条 本取引は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

(1) 申込者が当社所定の手続きにより、本取引の解約を申し出た場合

(2) 申込者の指定銘柄が第11条の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、他の指定銘柄の申込みがされていない場合

(3) 申込者が指定銘柄の累積投資口座を解約された場合

(4) 当社が本取引を営むことができなくなった場合

(5) 当社が本取引の解約を申し出た場合

(6) 申込者にかかる相続の開始があった場合

2 証券総合取引に関する口座のすべてが解約されたときは、本取引も自動的に解約されるものとします。

3 本取引が解約されたときに当該申込者の口座に本取引にかかる払込金があるときは、申込者に返還いたします。

(その他)

第14条 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

2 第9条（取引および残高の通知）の規定に従い、申込者に対し当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(規定の変更)

第15条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2021年9月

